

新千歳空港及びその周辺におけるドローン等の飛行

新千歳空港及びその周辺では、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）及び航空法の2つの法律により、ドローン等の飛行が禁止されています。

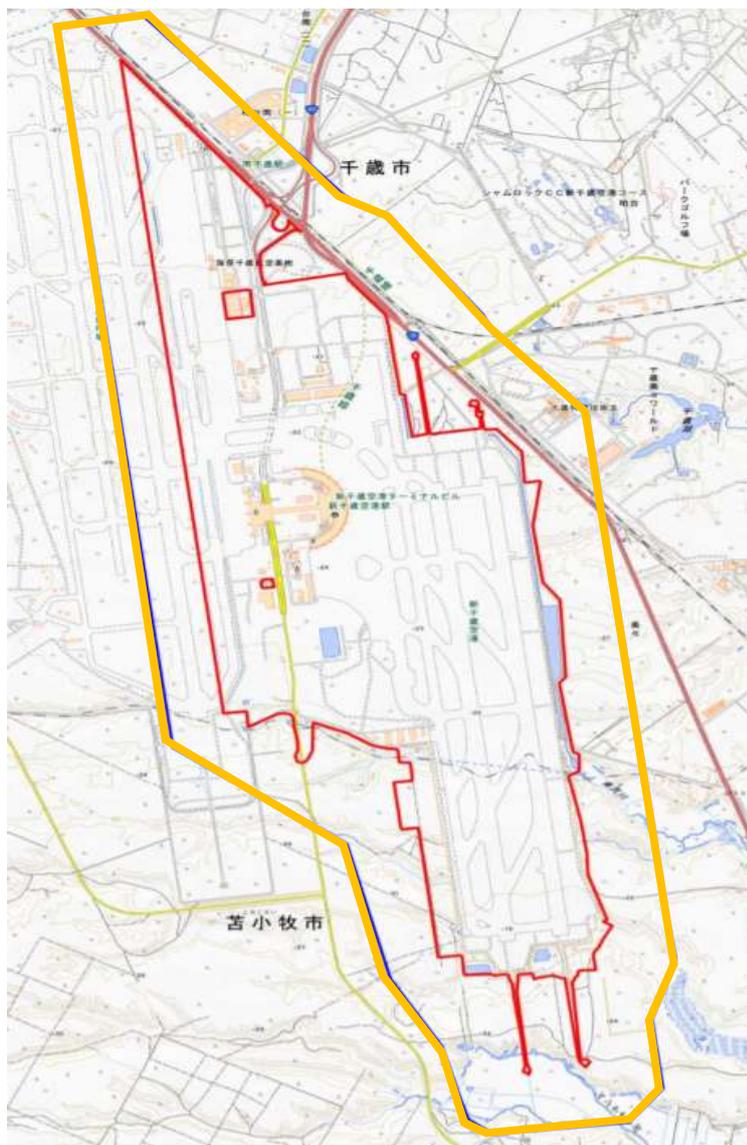
違反すると罰則が課せられる場合があります。

新千歳空港及びその周辺で小型無人機等を飛行させる場合は、小型無人機等飛行禁止法に基づく同意と事前通報、航空法に基づく航空局の許可を受けるための事前調整の双方が必要となります。

飛行禁止区域

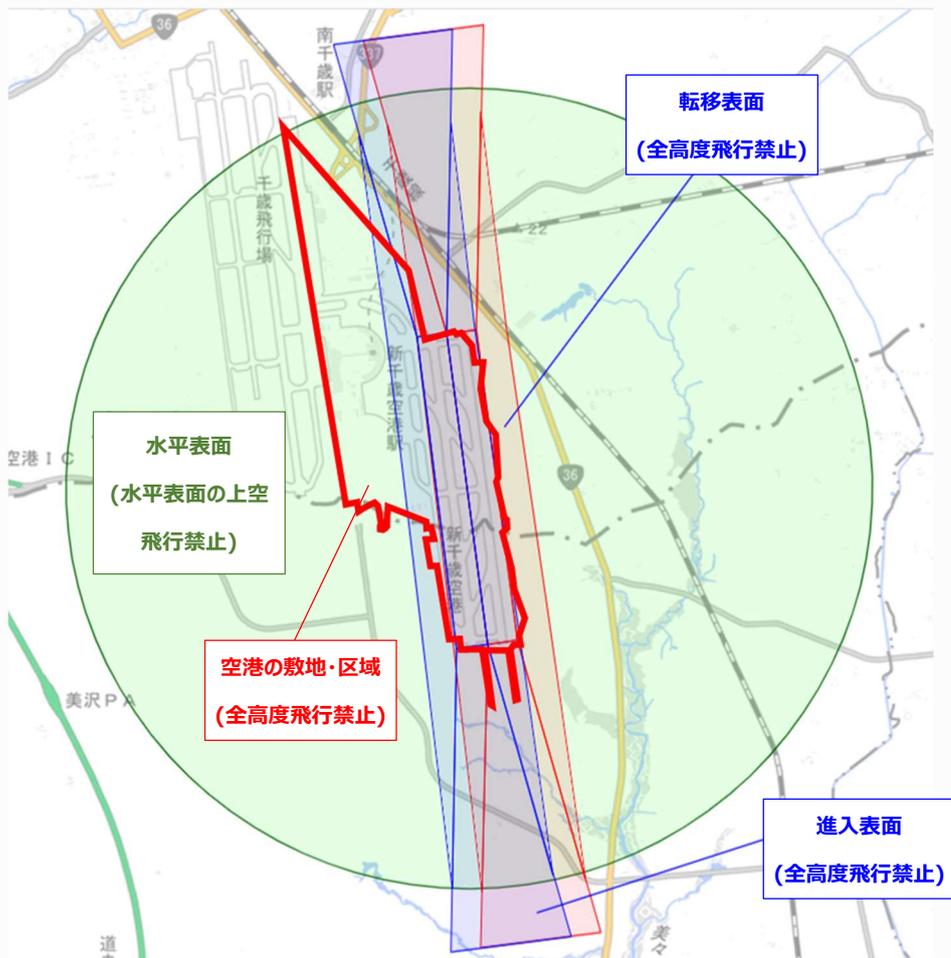
小型無人機等飛行禁止法による飛行禁止区域

- ・空港の敷地又は区域(赤線内側の部分)の上空: レッドゾーン
- ・空港周囲おおむね 300m の周辺地域(赤線外側かつ黄線内側部分)の上空: イエローゾーン



航空法による飛行禁止区域

- 空港の敷地又は区域の上空
- 進入表面・転移表面・水平表面の上空
- 進入表面・転移表面の下の空域



【出典：地理院タイル（淡色地図） (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)】

飛行禁止区域でドローン等を飛行させる場合の手続き

小型無人機等飛行禁止法に基づく手続き

1. 空港の敷地又は区域でドローン等を飛行させる場合

小型無人機等飛行禁止法に基づく北海道エアポート(株)(以下「HAP」という。)の同意が必要です。

操縦者等は、「3. 関係書類ダウンロード」から必要ファイル(A)をダウンロードし、必要事項を記入の上、HAP に提出してください。

HAP が同意等する場合は、同意書及び事前調整の回答書を申請者に交付することで行います。不同意の場合についても、その旨申請者に連絡します。

2. 通報書の提出

小型無人機等飛行禁止法に基づく同意を得た操縦者等は、実際にドローン等を飛行させる48時間前までにHAP及び北海道公安委員会へ通報書の提出が必要です。

操縦者等は、「3. 関係書類ダウンロード」から必要ファイル(B又はC)をダウンロードし、必要事項を記入の上、ドローン等を飛行させる48時間前までにHAP及び千歳警察署を通じて北海道公安委員会に提出してください。

3. 関係書類ダウンロード

A 小型無人機等飛行禁止法に基づく同意書(申請書)

[様式はこちらをクリックしてください。](#)

B 公務操縦者用通報書 様式はこちらをクリック。

[様式はこちらをクリックしてください。](#)

C 一般操縦者用通報書

[様式はこちらをクリックしてください。](#)

航空法に基づく手続き

1. HAPとの事前調整

航空法に基づく航空局の許可を受けるため、HAPと事前調整し、HAPの了解を得る必要があります。

操縦者等は、「2. 関係書類ダウンロード」から必要ファイル(D)をダウンロードし、必要事項を記入の上、HAPに提出してください。

HAPが了解する場合は、事前調整の回答書を申請者に交付することで行います。了解しない場合についても、その旨申請者に連絡します。

2. 関係書類ダウンロード

D 事前調整依頼書 [様式はこちらをクリック](#)

航空法による規制

航空法で定める飛行禁止区域でのドローン等の飛行については、国土交通省 航空局の許可が必要となりますのでご注意ください。

連絡先 (平日・夜間休日を問わず同じ連絡先です。):

東京航空局東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL:050-3198-2865

FAX:03-5756-1528

E-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

関連 HP リンク

- [小型無人機等\(ドローン・ラジコン機等\)の飛行ルール\(国土交通省 HP\)](#)
- [小型無人機等飛行禁止法に関する情報\(警察庁関連 HP\)](#)
- [小型無人機等飛行禁止法に関する情報\(防衛省 HP\)](#)

小型無人機等の飛行に関する同意申請・事前調整及び通報書の提出窓口

北海道エアポート(株) 新千歳空港事業所 空港運用部運航情報課

住所：〒066-0012 北海道千歳市美々987 番地 22

電話：0123-46-2970

メール：hap_rjcc_ops@hokkaido-airports.co.jp

新千歳空港及びその周辺における小型無人機等の飛行禁止空域に関するお問い合わせと同様に、千歳飛行場(防衛省千歳基地)も同様に小型無人機等の飛行禁止空域が設定されていますので、航空自衛隊新千歳基地への確認が必要です。

防衛省航空自衛隊千歳基地の電話番号:0123-23-3101

空港周辺では ドローンの飛行が禁止 されています。

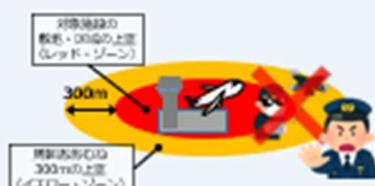
ドローンの飛行は、
航空法&小型無人機等飛行禁止法で規制されているよ！
飛行には**両法の手続きが必要**だから忘れずにね！

小型無人機等飛行禁止法の規制 対象：重量200g未満を含む全てのもの

8空港*では、その敷地及びその周囲おおよそ300mの周辺地域の上空でのドローン等の飛行が原則禁止されています。

* 新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港 (令和2年7月22日より)

飛行させたい場合、**空港管理者の同意**が必要となるほか、**都道府県公安委員会等への事前通報**が必要です。



違反時の措置：警察官や空港管理者等が飛行の中止などを指示します。指示に従わない場合や操縦者が不明な場合などには、**飛行の妨害、機体の破壊**等を行うこともあります。

違反時の罰則：警察官や空港管理者等の指示に従わなかった場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。
(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず罰則の対象)

【警察庁HP】



日本語
English

航空法の規制 対象：重量200g以上のもの

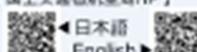
空港周辺では、ドローン等の飛行は**原則禁止**されています。飛行させたい場合は、**国土交通大臣による許可**が必要です。

違反時の罰則：違反した場合、**50万円以下の罰金**に処せられる場合があります。

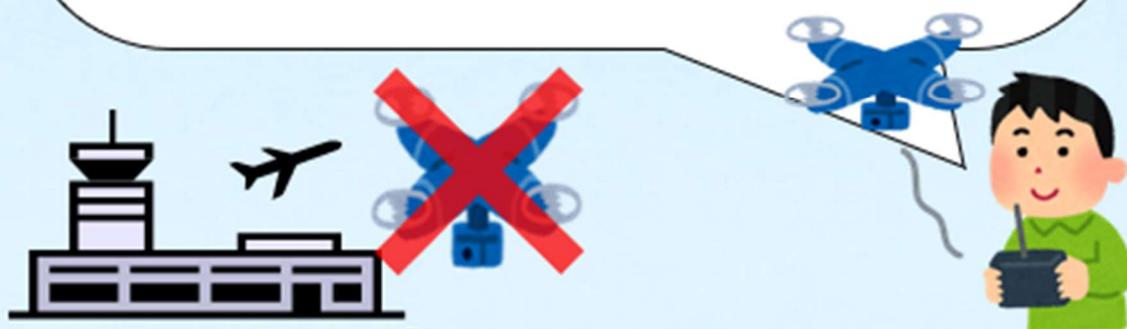
【無人航空機ヘルプデスク】

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)
電話：03-4588-6457
E-mail: hcp-jcab.mujn@mhl.go.jp

【国土交通省航空局HP】



日本語
English



警察庁
National Police Agency



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, and Transport